

令和 3年 1月 8日

保護者の皆様

杉並区立荻窪中学校
校長 小澤 雅人

緊急事態宣言発令に伴う本校の対応について

頌春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新年を迎えたが、未だ新型コロナウイルス感染症の感染者数は拡大している状況が続いている。こうした中、令和3年1月7日に政府より新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づき、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の4都県を対象に緊急事態宣言が発令されました。これを受け、東京都教育委員会及び杉並区教育委員会より「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」が発出されました。

この通知を受け、本校では、緊急事態宣言の対象期間において、再度感染防止対策を徹底しながらの教育活動を継続しますが、下記のとおり感染発生や感染拡大リスクの低減のためのさらなる対策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の情勢の変化により修正が必要な場合には改めてお知らせいたします。

記

(1) 基本的な感染症予防策の徹底について

- 今後とも毎朝の検温を行うとともに健康記録表に記入して登校時に提出してください。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 校内の消毒作業は継続して行います。
- 授業終了後は速やかに帰宅してください。
- 飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、できるだけ不織布マスクの着用をお願いします。
※ ウレタン製や布製マスクを着用していてもマスクとしての機能が不十分とみなされ、陽性者がいた際に同一空間にいた人が濃厚接触者として判断されるケースがあるため。

(2) 学習活動等について

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行いません。
 - ・グループや少人数等での話し合い活動、対面や近接を伴う実験や観察活動、実習等
 - ・音楽における歌唱やリコーダーを用いる活動等
 - ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、武道における攻防など）
 - ・家庭科における調理実習
 - ・マスクを外さなければならない学習活動等
- 緊急事態宣言の対象期間（2月7日まで）、部活動は中止とします。また、外部での活動等においても感染防止対策に準じた対応をお願いします。
- 体育館での集会活動や複数学年合同での活動は行いません。

(3)学校行事・公開等について

- 1月19日(火)に実施する予定の「第3学年修学旅行保護者説明会」は2月に延期します。
- 2月8日(月)に実施する予定の「1年鎌倉校外学習」は3月に延期します。

(4)学校給食について

- 生徒が対面する喫食形態を避け、会話を控えさせます。マスクは喫食直前に外し、清潔なビニールや布等に保管し、食後すぐに装着することとします。喫食中の会話は避け、特にマスクを外している際の会話は厳に慎むよう指導を徹底します。

(5)その他

- 3月に実施する予定の「修学旅行」等の行事の実施の可否については、2月初旬を目前に判断する予定です。

◎家庭における感染対策へのお願い

- 引き続き家庭での感染症予防対策をお願いいたします。

- ア 「3密」の回避、正しい手洗い、咳エチケット及び、検温等の健康観察を徹底する。
- イ 家族に何らかの症状が見られる場合は、「杉並区受診・相談センター」へ相談の上、同居家族がPCR検査を受けることになった場合は、生徒を無理せず休養させる。
- ウ 万が一、生徒が感染者や濃厚接触者となった場合は、遅滞なく学校へ連絡を入れる。
- エ 十分な換気をする。
- オ 手が触れる場所などの消毒をする。
- カ タオルなどを共用しない。
- キ 都外、都内への不要不急の外出は避ける。
- ク 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- ケ 体調が悪い方、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方との会食を極力控える。
- コ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には手洗いや消毒などを徹底する。

- 生徒並びに同居する家族の方が濃厚接触者と判定されたりPCR検査を受けたりする場合には、速やかに学校までお知らせください。